

中野市凍霜害緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農作物への凍霜害を防止し、もって農業者等の営農意欲の維持向上を図るため、凍霜害対策用散布資材の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(成果の指標)

第2条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、農業経営の維持とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農業者
- (2) 農業協同組合
- (3) 農業者が組織する団体又は法人
- (4) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業
- (5) その他市長が特に適当と認めたもの

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の対象となる経費は、凍霜害対策用散布資材の購入に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内の額とし、栽培面積1アール当たり600円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 規則第3条の申請書及び第13条の交付請求は、中野市凍霜害緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式）によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 経費の支払を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類
(実績報告等)

第6条 規則第10条に規定する実績報告書は、前条の申請書兼請求書の提出をもって、報告があったものとみなす。

- 2 規則第11条に規定する補助金等の額の確定は、規則第4条第1項に規定する交付の決定の通知をもって、これに代えるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年12月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。